

新潟市優良工事表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市優良工事表彰要綱（以下「要綱」という。）に基づき、事務の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選定基準)

第2条 要綱第4条の規定による対象工事の選定は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 優良工事として特筆される事柄を有していること。
- (2) 他の模範となる事柄を有していること。
- (3) 選定理由から優良工事であることが判別できるものであること。

(選考基準)

第3条 要綱第5条第4項の規定による対象工事の選考は、工事成績が特に優秀であることのほか、次の各号の順により行うものとする。

- (1) 工事成績評定点が高い工事を優先するものとする。この場合、小数点以下第一位までの評定点計の点数で比較する。
- (2) 前号の点数が同点の場合は、評定項目のうちの配点の大きい項目順に比較し、高い得点を得た工事を優先する。
- (3) 前号によっても選考できない場合は、選考委員会で協議の上、選考にあたる。

(表彰数)

第4条 当該年度の部門別の表彰数は、次の各号により算定された件数を上限とする。

- (1) 部門毎に1件表彰する。
- (2) 部門毎のしゅん工工事検査件数が30件につき1件を加算する。
- (3) 前号に用いる件数には、工事成績評定点が80点未満の工事も含める。

(区長推薦)

第5条 要綱第2条第2項で規定される部門のうち区長推薦は、他の部門別表彰の対象工事を除く、区で契約した工事を施工した受注者に対して表彰を行うものとし、各区1件

まで推薦できる。

2 区長推薦の選考にあたっては、各区総務課又は地域総務課が事務局を担う。

(欠格事項)

第6条 表彰者は、次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 表彰対象工事の完了年度以降、表彰の前日までにおいて、市長から指名停止措置を受けた者。

(2) 表彰対象工事の完了年度以降、本市発注の建設工事のいずれかに工事成績評定点が65点未満となる工事を施工した者。

(3) その他、表彰にふさわしくない事実が明らかになった者。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。